

島根県報

号外第五三号

平成十五年三月二十八日

(金曜日)

公布の日から施行することとした。

◇島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（規則第六一號）

一 規則の概要

- 1 融資機関から漁業協同組合を削除することとした。（第二条・第三条・別表関係）
- 2 長期漁船建造資金の融資利率を改めることとした。（別表関係）
- 3 その他規定の整理

規則
目次

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（漁業管理課）一

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則（漁業管理課）一

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正（漁業管理課）二

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱の一部改正（漁業管理課）二

島根県漁業経営維持安定資金利子補給事業実施要綱の一部改正（漁業管理課）三

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱の廃止（漁業管理課）三

規則
規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第六十号

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

島根県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年島根県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「その者の住所地をその地区内に含む水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第一号に規定する事業を行う漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）」を「島根県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）の本店、支店又は代理店」に改め、同条第二項中「漁業協同組合」を「信漁連」に改め、同条第三項中「貸付けを受けようとする者がやむを得ない理由により貸付申請書等を漁業協同組合を経由して提出することが困難であると認めるときは、」を「必要と認めるとときは、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）に規定する漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）を経由させ、又は」に改める。

第八条第二項中「島根県信用漁業協同組合連合会（以下「信漁連」という。）」を「信

- 1 貸付申請書の経由先を島根県信用漁業協同組合連合会に変更することとした。
- 2 様式の整備をすることとした。
- 3 その他規定の整理

二 施行期日

漁連」に改める。

様式第一号中「平成」を削り、「島根県知事殿」を「島根県知事」に改める。

様式第一号中「(一)の(注)1(2)中「ロラン受信機」」を削る。

様式第三号中「PS」を「kW」に改める。

様式第四号中「平成」を削る。

様式第五号中「平成」を削り、「島根県知事殿」を「島根県知事」に改める。

様式第六号中「平成」を削り、「島根県知事殿」を「島根県知事」に改める。

様式第七号中「平成」を削る。

この規則は、平成十五年四月一日から施行する。

この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

告 示

島根県告示第二百六十七号

島根県漁業近代化資金等利子補給金交付要綱（平成十三年島根県告示第二百六十七号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

第五条中「別表第一の二」を「別表第一の一」に改める。

別表第一中

島根県知事 澄田信義

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則を以下に公布する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

島根県規則第六十一号

島根県漁業振興資金融資規則の一部を改正する規則

島根県漁業振興資金融資規則（平成十二年島根県規則第二百一号）の一部を次のように改正する。

第一条第四号中「島根県信用漁業協同組合連合会」を「及び島根県信用漁業協同組合連合会」に改め、「並びに法第十一項第一号及び第二号に掲げる事業を行う漁業協同組合（以下「取扱漁協」という。）」を削る。

第二条ただし書を削る。

別表中「別表」を「別表（第二条、第五条、第六条、第十一条、附則第三項関係）」に改め、同表漁業活性化資金の項及び新規漁業着業支援運転資金の項中「取扱漁協」を削り、同表長期漁船建造資金の項中「年率・一パーセント」を「年率・〇パーセント」に改める。

附 則

1 1)の規則は、平成十五年四月一日から施行する。

2 この規則による改正後の島根県漁業振興資金融資規則の規定は、この規則の施行の日以後の認定又は決定に係る融資について適用し、同日前の認定又は決定に係る融資については、なお従前の例による。

一 水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二四二号）第十一一条第一号の事業を行う漁業協同組合（以下「漁業協同組合」という。）
二 水産業協同組合法第八十七条第一項第一号及び第二号の事業を併せて行う漁業協同組合連合会（以下「信用漁業協同組合連合会」という。）
三 農林中央金庫
一 漁業協同組合
二 信用漁業協同組合連合会
三 農林中央金庫
四 銀行
五 信用金庫

を

島根県知事 澄田信義
第一条中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改める。

第六条第三項中「漁業再建整備特別法施行令（昭和五十一年政令第百三十二号）第二条」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法施行令（昭和五十一年政令第百三十二号）第四条」に改める。

附 則

この告示は、平成十五年三月二十八日から施行する。

島根県告示第三百三十九号

島根県漁業経営高度化促進支援資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第一百七十一号）は廃止し、平成十五年四月一日から施行する。

平成十五年三月二十八日

島根県知事 澄田信義

に改める。

一 島根県信用漁業協同組合連合会
二 農林中央金庫
三 銀行
四 信用金庫

別表第一の三の項を削る。

別表第一の三を削る。

この告示は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則

島根県告示第三百三十八号

島根県漁業經營維持安定資金利子補給事業実施要綱（平成十三年島根県告示第二百六十九号）の一部を次のように改正する。

平成十五年三月二十八日

平成15年3月28日

島根県報

号外第53号(4)

平成十五年三月二十八日発行

発行者

島

根

県

印發行所

松江市学園南町

松島陽根印刷所

定価一箇月
金一千四百二十円

(送料共)

毎週火・金曜日発行